

様式1

県立上矢部高等学校校長殿

(令和5年5月8日改)

学校において予防すべき感染症による欠席届

(学校保健安全法施行規則第18条で規定されている感染症)

欠席の理由 (○をつける)	1. 新型コロナウイルス感染症
	2. インフルエンザ
3. 百日咳	
4. 麻しん（はしか）	
5. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
6. 風しん	
7. 水痘（みずぼうそう）	
8. 咽頭結膜熱（プール熱）	
9. 結核	
10. 髄膜炎菌性髄膜炎	
11. []	
＊裏面を参考に、医療機関で受けた診断名を記載してください	
欠席の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
受診した 医療機関	医療機関名
	住所
	電話番号
診断を受けた日	令和 年 月 日 ()

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名（自署）_____

*この欠席届に医療機関を受診した日付が分かるお薬手帳の写し等を添えて提出してください。

*セルフテストで陽性の場合は、日付・名前を記入したセルフテストの写真を添えて提出してください。

*この欠席届が提出されますと、出席停止の扱いになります。ご不明な点は保健室・養護教諭までお問い合わせください。

〈参考〉学校において予防すべき感染症

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	治癒するまで
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ（H5N1）	
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	
	細菌性赤痢	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で、出席停止指示の判断をする場合がある